

22 福個答申第 2 号
平成 22 年 11 月 30 日

福岡市長 吉田 宏 様
(早良区保健福祉センター保護課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 福 山 道 義
(総務企画局行政部情報公開室)

個人情報の開示請求に係る一部開示決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 49 条第 2 項の規定に基づき, 平成 22 年 2 月 8 日付け早保護第 365 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて, 別紙のとおり答申いたします。

記

「平成 21 年 5 月 15 日から平成 21 年 12 月 14 日までのケース台帳, 医療扶助台帳の全て及びその他一切の文書 (〇〇福祉事務所の記録は除く)」の一部開示決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審議会の結論

「平成 21 年 5 月 15 日から平成 21 年 12 月 14 日までのケース台帳，医療扶助台帳の全て及びその他一切の文書（〇〇福祉事務所の記録は除く）」に記録された保有個人情報（以下「本件個人情報」という。）について，福岡市長（以下「実施機関」という。）が一部開示決定により非開示とした部分のうち，別紙に示す部分については，開示することが妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，平成 22 年 1 月 7 日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件個人情報に係る一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

① 平成 21 年 12 月 14 日，異議申立人は，実施機関に対し，福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき，「本人の生活保護に関するケース記録その他一切の文書（平成 21 年 5 月 15 日以降）」の開示請求を行った。

② 平成 21 年 12 月 16 日，実施機関は，開示決定期間を延長し，その旨を異議申立人に通知した。

③ 平成 22 年 1 月 7 日，実施機関は，条例第 20 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして本件処分を行い，その旨を異議申立人に通知した。

④ 平成 22 年 1 月 25 日，異議申立人は，本件処分について，これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は，異議申立書，反論意見書及び平成 22 年 10 月 7 日付け意見陳述書において，次のように主張している。

① 条例第 22 条に「実施機関は，開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても，個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該保有個人情報を開示することができる。」と規定されている。

② 条例第 30 条第 3 項に「実施機関は，保有個人情報の開示に当たっては，開

示請求者の求めに応じて、当該保有個人情報の内容の理解に資する情報その他当該開示請求の趣旨に沿う内容の情報を提供するように努めなければならない。」と規定されている。

- ③ 福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号）第 1 条にも「この条例は、日本国憲法の保障する住民自治の理念にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、公文書の公開を請求する市民の権利を明らかにし、あわせて情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する市の責務が全うされるようにするとともに、市民の監視と参加の下にある公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。」と規定されていて、参考にされるべきである。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成 22 年 10 月 13 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

① 条例第 20 条第 2 号該当性について

本件一件書類の中には、異議申立人以外の個人の情報である、検診の担当医師名が含まれており、開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある。

② 条例第 20 条第 6 号該当性について

生活保護の実施にあたっては、訪問調査や関係機関の調査によって把握した要保護者の生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定することとされており、その援助方針に基づく指導援助にあたっては、関係機関と必要な連携を図ることとされている。

関係機関からの任意の協力により提供された要保護者の情報や、それらの情報等を踏まえ処分庁の職員が行った評価等は、生活状況の把握や課題分析のために必要な情報と判断される。

これらの情報を開示した場合、継続的かつ適正な保護の決定、実施を困難にする恐れがある。

さらに、関係機関からの処分庁に対する信頼を失することにもなり、今後の協力を得られず、生活保護業務の遂行をさらに困難なものにすると考えられる。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

- ① 生活保護は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 1 条に規定されているように、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする社会保障制度である。
 - ② 本件において、異議申立人が開示請求をしているのは、早良区保健福祉センター保護課が異議申立人に関して作成し、保有しているケース記録、保護決定調書及び異議申立人に対する生活保護を実施する上で受領及び取得した、異議申立人に関する書類に記録された個人情報である。
 - ③ ケース記録は、生活保護法に基づく事務の公正かつ適正な遂行を図るために、その基礎資料として被保護世帯毎に作成されるもので、被保護世帯の生活実態に関する情報及び被保護世帯に対する処遇方針、サービス内容等の保護の実施経過を具体的に記録したものである。
 - ④ 保護決定調書は、必要な生活保護費を決定する際の決裁文書であり、ケース分類、ケース番号・世帯主名、世帯構成員名・年令、扶助額、起案年月日、決裁何事項等が記録されたものである。
- (2) 本件個人情報の開示・非開示の決定について
- ① 個人情報の開示請求は、実施機関が保有する自己に関する情報について、市民が積極的に関与する手段を定めたものであり、自己に関する情報の流れをコントロールする権利を保障する制度である。
 - ② したがって、個人情報の開示請求について判断するに当たっては、自己に関する情報の流れをコントロールする市民の権利を十分に尊重する見地から、開示を原則とし、例外として非開示とする情報については、必要最小限に止めるべきである。
 - ③ 実施機関は、本件個人情報が条例第 20 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして本件処分を行っていることから、当審議会は、本件個人情報のすべてを精査した上で、各号の該当性を検討する。
- (3) 条例第 20 条第 2 号該当性について
- ① 条例第 20 条第 2 号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（以下「第三者情報」という。）については、開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報等、同号ただし書のアからエまでに規定する一定の場合を除いて、非開示とする旨定めている。

② 実施機関は、本件個人情報のうち、検診書の担当医師名について、異議申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるとして、非開示としている。

③ しかし、異議申立人は、実施機関の検診命令により、当該担当医師の診察を受けており、その際、当該担当医師の氏名が伏せられていたという特別の事情は確認できなかったため、当該担当医師名は、既に知っているものと認められる情報であることから、同条第2号ただし書のアに該当し、開示することが妥当である。

(4) 条例第20条第6号該当性について

① 条例第20条第6号柱書は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができると規定している。

② 実施機関が条例第20条第6号に該当するとして、非開示とした情報のうち、異議申立人に対する援助方針その他異議申立人の状況に対するケースワーカーの所見、評価、指導方針等に関する情報は、実施機関が保護を継続する上での方針やケースワーカーの異議申立人に関する率直な評価、判定、所見等をありのままにケース記録に記載しているものであり、このような情報を開示した場合、継続的かつ適正な保護の決定、実施を困難にするおそれがあることから、非開示とすることが妥当である。

③ しかしながら、異議申立人の言動等の客観的事実を記録した部分や、異議申立人が生活保護を受ける中で、ケースワーカーの言動等から容易に推測することができる、又は既に知っていると解される部分については、開示しても生活保護事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。また、本件の世帯類型についても、本件における具体的事情及び審議経過に照らして、開示しても事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、開示することが妥当である。

④ 一方、関係機関から任意に提供された情報については、一般的に異議申立人には知らせないことを前提とするものも含まれており、異議申立人に開示することにより、実施機関とそれらの情報提供者との信頼関係を損なうことで、今後の情報収集が困難となり、生活保護事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、非開示が妥当である。

⑤ なお、これらの非開示情報について、条例第22条の「個人の権利利益を保護するため特に必要がある」という事情も確認できないことから、開示する

必要があるとは認められない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成22年 2 月15日	実施機関から諮問
平成22年 3 月10日	実施機関から弁明意見書を受理
平成22年 4 月30日	異議申立人から反論意見書を受理
平成22年 9 月15日（第107回不服申立て部会）	審議
平成22年10月 7 日	異議申立人から意見陳述書を受理
平成22年10月13日（第108回不服申立て部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成22年11月10日（第109回不服申立て部会）	審議

別紙

実施機関が非開示とした部分のうち、開示すべき部分	審議会の判断の記載箇所
保護決定調書の非開示部分	4 (4) ③
ケース記録	
月日の欄の非開示部分	4 (4) ③
1 頁目の 1 行目から 3 行目まで	4 (4) ③
21. 6. 5 記録分の 2 行目 15 字目から 26 字目まで	4 (4) ③
検診書の担当医師の欄	4 (3) ③
ケース診断会議記録票	
世帯類型の欄	4 (4) ③
ケース格付の欄	4 (4) ③
経過等の欄の 21. 6. 5 記録分の 2 行目 27 字目から 3 行目 6 字目まで	4 (4) ③

※ 1 数字は桁数にかかわらず 1 文字と数える。

※ 2 句読点、括弧等の記号は、文字数に含めない。